

令和元年財政検証の経済前提等に 対する諸意見等

令和元年財政検証の経済前提等に対する指摘(1)

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和二年五月二十八日参議院厚生労働委員会)

四、次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。

令和元年財政検証の経済前提等に対する指摘(2)

○ 令和元年財政検証公表以降の国会審議での主な指摘 ①

指摘事項	前回報告書や国会審議でお示した 経済前提設定の考え方
<p>経済前提の足下10年間の内閣府の見通しは楽観的ではないか。</p>	<p>○ <u>財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある。</u></p> <p>また、<u>長期的な前提の幅を設定するに当たっては、財政検証が概ね100年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足元の一時的な変動にとらわれずに超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要がある。</u></p>
<p>実質賃金上昇率について、なぜ全てのケースで過去30年の平均値よりも高くしたのか。</p>	<p>○ <u>経済前提は、専門家による客観的な議論を経て幅広く設定されたものである。</u></p> <p>○ <u>実質賃金上昇率については、長期的には経済成長(労働生産性の上昇)が賃金上昇に結びつくという考え方のもとで設定されている。</u></p>
<p>なぜ、TFP上昇率や賃金上昇率がマイナスになるシナリオがないのか。</p>	<p><u>近年、労働分配率の低下等により実質経済成長が実質賃金の上昇に結びついていないものの、こうした変化が将来にわたり継続すると仮定することは必ずしも適切ではないとされた。</u></p>
<p>全要素生産性(TFP)上昇率は低下傾向である。TFPが低下する可能性について検討されたのか。しなかったとすればその理由は何か。</p>	<p>○ <u>全要素生産性(TFP)については、高齢化等に伴い、将来TFPが低下していく可能性もあるのではないかと指摘があった一方、人口の成長率が低いと逆に技術進歩率も高まる可能性もあるという指摘もあったことから、将来の不確実性や財政検証が予測というよりも一定のシナリオに基づく投影という、財政検証の性格をなどを考慮して、実績の範囲内で設定することとされた。</u></p>

令和元年財政検証の経済前提等に対する指摘(3)

○ 令和元年財政検証公表以降の国会審議での主な指摘 ②

指摘事項	前回報告書や国会審議でお示した 経済前提設定の考え方
国債金利は長期的にみると運用利回りと乖離しないと考えられるが、運用利回りが経済成長率よりも高いのはなぜか	<ul style="list-style-type: none">○ 年金の積立金は国内外の株式、債券を含めた分散投資を行っている。○ GPIFの運用実績をみても、平均的に運用利回りは長期金利を上回っている。
新型コロナウイルスの影響で経済成長のシナリオそのものが崩れてきているのではないか。 新型コロナウイルスがある程度終息した時期に、もう一度、経済成長の見直しを見直すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">○ 財政検証は概ね100年にわたる超長期の推計であることから、<u>足下の一時的な変動にとらわれずに超長期の視点に立ち、妥当と考えられる範囲において設定する必要がある。</u>○ <u>5年ごとに財政検証を実施するなか、次期財政検証では、この5年間の経済の状況を踏まえながら検証することになる。</u>

令和元年財政検証の経済前提等に対する指摘(4)

○ 令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー) (令和2年12月25日社会保障審議会年金数理部会)(抜粋)

第5章 今後の財政検証に向けて

第1節 今後の財政検証への提言

(3) 経済前提の設定に関する更なる研究・検討

前回ピアレビューでは、経済前提の設定に関する更なる研究・検討が望まれるとの提言があった。これに対して改善が可能と考えられる点について改善を行ったとの回答があった。

経済前提については、令和元(2019)年財政検証でもケースⅠ～Ⅵまでの幅広い設定がなされているところではあるが、実質賃金上昇率の実績と近年の財政検証での前提に乖離が生じ、それによって給付費の推計にも乖離が生じていることを踏まえれば、実質賃金上昇率が更に低水準である前提の追加も検討すべきである。

また、長期の運用利回りの設定において使用しているGPIFの実績について、実績をそのまま用いるのではなく、その当時の基本ポートフォリオと今後の基本ポートフォリオの相違を補正することを検討すべきである。

なお、全要素生産性(TFP)上昇率の設定については、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会において、高齢化等に伴い将来の低下の可能性を指摘する意見もあり、足元の低下傾向に留意しつつ、今後の推移を注視していく必要があるとされており、今後更なる検討の可能性が示唆されている。

これらの点も含めて経済前提の設定に関しては、今後も研究・検討を行っていくことが望まれる。

(4) 積立金の初期値の設定方法

将来見通しの出発点となる積立金については、時価に基づく一時点の実績を参照しているため、金融経済情勢の変動による影響を受けやすい。このことが長期的な観点で財政を評価する上での攪乱要因(ノイズ)とならないよう、例えば数理的評価(過去の一定期間の時価の平滑化を行う評価方法)とするなど、マクロ経済スライドの最終年度の決定にふさわしいものとなるよう工夫が必要である。

なお、この工夫に当たっては、例えば、当該年度中の四半期の平均や過去3か年の平均などと比較して一定以上乖離した場合にのみ平滑化した評価額を使用することも考えられる。

令和元年財政検証の経済前提等に対する指摘(5)

○ 社会保障審議会年金部会における議論の整理(令和元年12月27日社会保障審議会年金部会)(抜粋)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

3 年金制度の所得再分配機能の維持

- なお、2019(令和元)年財政検証において、平成28年年金改革法による年金額改定ルールの見直しの影響が、将来世代の給付水準の上昇につながることを確認されたところであるが、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべきである。

I はじめに

1 これまでの年金制度改革の経緯

- 平成28年年金改革法は、将来世代の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整を終える観点から、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整するルール(キャリアオーバー制)を2018(平成30)年4月から導入するとともに、賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせた改定をする考え方を2021(令和3)年4月から徹底することとした。これは、長引くデフレ経済下でマクロ経済スライドによる調整が発動しないこと等により生じた課題に対応するためのものであり、社会保障制度改革国民会議報告書の課題①に対応している。法的措置による特例水準の解消や最近の経済の回復基調等もあり、2015(平成27)年度に初めてマクロ経済スライドが発動し、2018(平成30)年度に生じたキャリアオーバー分が、2019(令和元)年度の2度目のマクロ経済スライド発動とともに解消した。

參考資料

積立金の初期値の設定方法 (積立金の平滑化)について

- 令和元年度の「公的年金財政状況報告」(社会保障審議会年金数理部会)において、
「時価評価された積立金は金融市場の短期的な変動を受けやすいことから、財政状況の評価するには、例えば一定期間平滑化した積立金を用いることも考えられ、今後検討していく必要がある」
との指摘がなされたことから、検討を行ったもの
- 年金数理部会での議論を踏まえ、令和2年度以降の公的年金財政状況報告における年金財政の将来推計と実績との比較については、平滑化後の積立金を記載している

厚生年金(共済含む)・国民年金の財政収支の状況

○ 2020年度末の積立金(時価ベース)は、財政検証では215.1兆円、実績では245.6兆円(共済、存続厚生年金基金の代行部分等を含む)となっており、約30.5兆円実績が見通しを上回っている。

〔厚生年金(共済含む)+国民年金〕

(単位:兆円)

	財政検証の見通し							実績(財政検証ベース)							年度末積立金の見通しと実績との差
	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	
	うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入		運用収入を除く	うち 保険料	うち 運用収入		運用収入を除く			
2019年財政検証(ケースⅢ)															
2019年度	55.0	38.5	3.6	53.2	1.8	△1.8	213.3	42.2	39.2	△10.2	53.7	△11.5	△1.3	200.2	△ 13.2
2020年度	55.7	39.0	3.6	53.9	1.8	△1.8	215.1	97.7	38.6	46.0	53.5	44.2	△1.8	245.6 (227.8)	+ 30.5 (+12.7)

出典: 公的年金財政状況報告を基に年金局数理課にて作成

注1: 「財政検証の見通し」の数値は、2019年財政検証のケースⅢ(ともに、出生中位、死亡中位)の数値である。

注2: 「実績(財政検証ベース)」の数値は、厚生年金基金の代行部分等を補正して財政検証ベースの収支にしたものであり、2019年度は決算ベース、2020年度は確定値ベースである。また、年度末積立金の括弧()内の数値は、収益差平滑化方式により直近5年間の時価ベースの収益を平滑化した後の積立金額である。

注3: 収支状況は、基礎年金交付金及び厚生年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注4: 「年度末積立金の財政検証と実績の差」は、実績(財政検証ベース)から見通しを控除した数値である。

積立金の平滑化の方法

【平滑化の考え方】

- 平滑化の基準となる収益(変動の比較的小さいもの)を、基準収益として設定する。
- 毎年度、基準収益を積立金の評価に反映するとともに、基準収益と時価ベースの収益との差(平滑化対象)は、一定期間かけて解消(積立金の評価に反映)することにより、長期的には時価との乖離を一定の範囲に抑えつつ平滑化を図る。

【平滑化の期間】

- 平滑化の期間は、財政検証の間隔である5年とする。

【基準収益と平滑化の対象】

- 企業年金で用いられている積立金の平滑化を参考に、「収益差平滑化方式」により平滑化を行う。

※ 収益差平滑化方式

- … 過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とし、「時価ベースの収益」と「過去の平均収益(時価ベース)」との差額を平滑化の対象とする。

【時価ベース収益との差額の解消】

- 平滑化の対象を5年度分平均し、毎年度5分の1ずつ時価との差を解消していく。

《当年度(n年度)に解消する時価ベースとの収益の差(平滑化の対象)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度前分 (n-4年度)
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5

《当年度(n年度)に解消されていない平滑化対象(累積)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度以前分 (n-4年度以前分)
4/5	3/5	2/5	1/5	0/5

平滑化のイメージ

- 過去の平均収益(時価ベース)を基準として、収益を積立金評価に反映していくことにより平滑化を図る。
- 「時価ベースの収益」と「過去の平均収益」との差額は5年かけて解消する。これにより、平滑化後の評価額が長期的には時価評価額に連動する。

<平滑化後の積立金のイメージ図>

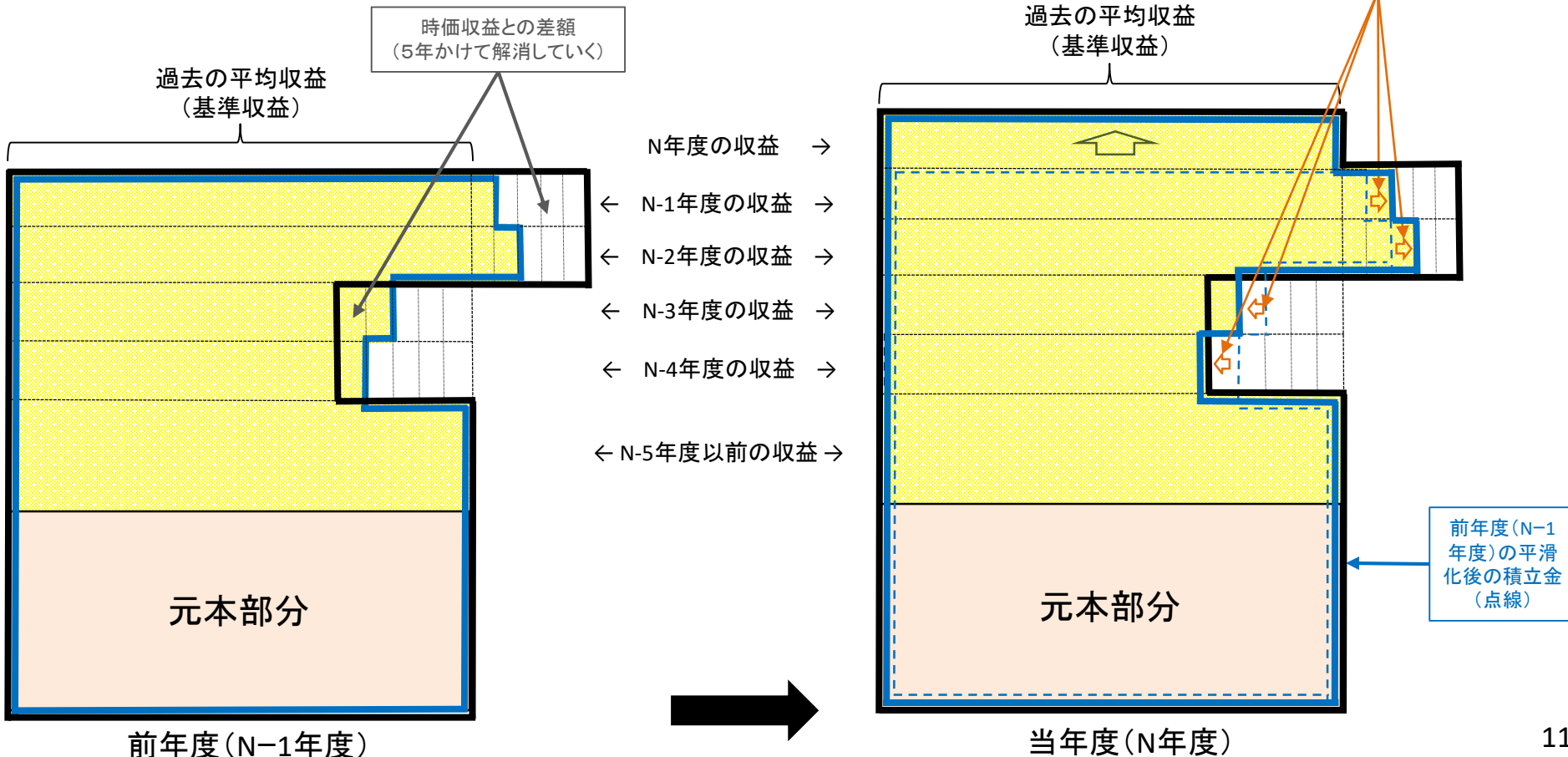
※ 毎年度の収支は省略

※ 過去の平均収益(5年間の平均)は毎年度異なるが、簡略化のため、同じにしている。

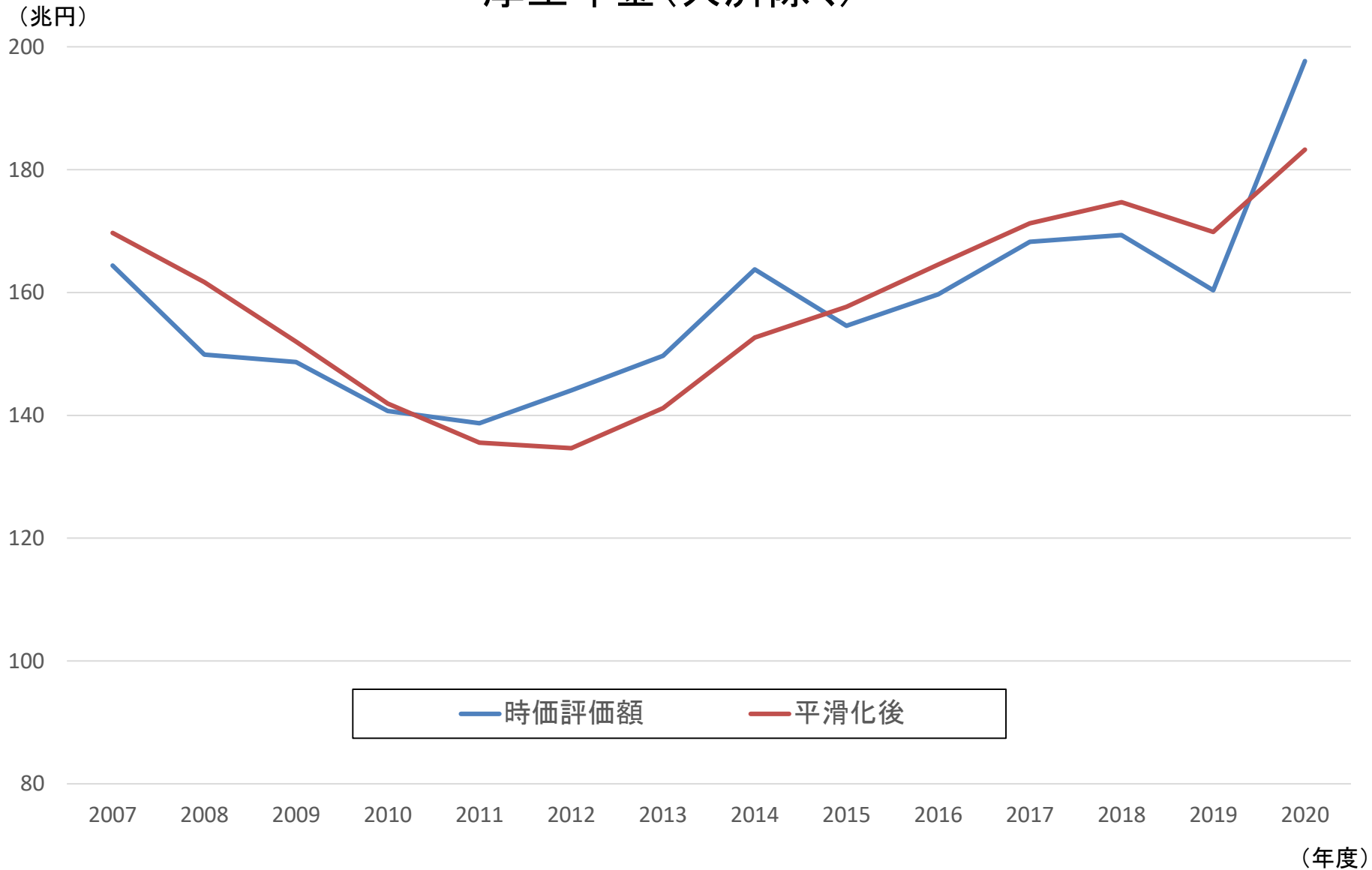
※ 単年度収益がプラスの場合のイメージ図である。

黒枠： 時価評価額
青枠： 平滑化後の評価額

当年度に解消する時価収益との差額
(平滑化後の積立金評価に反映)



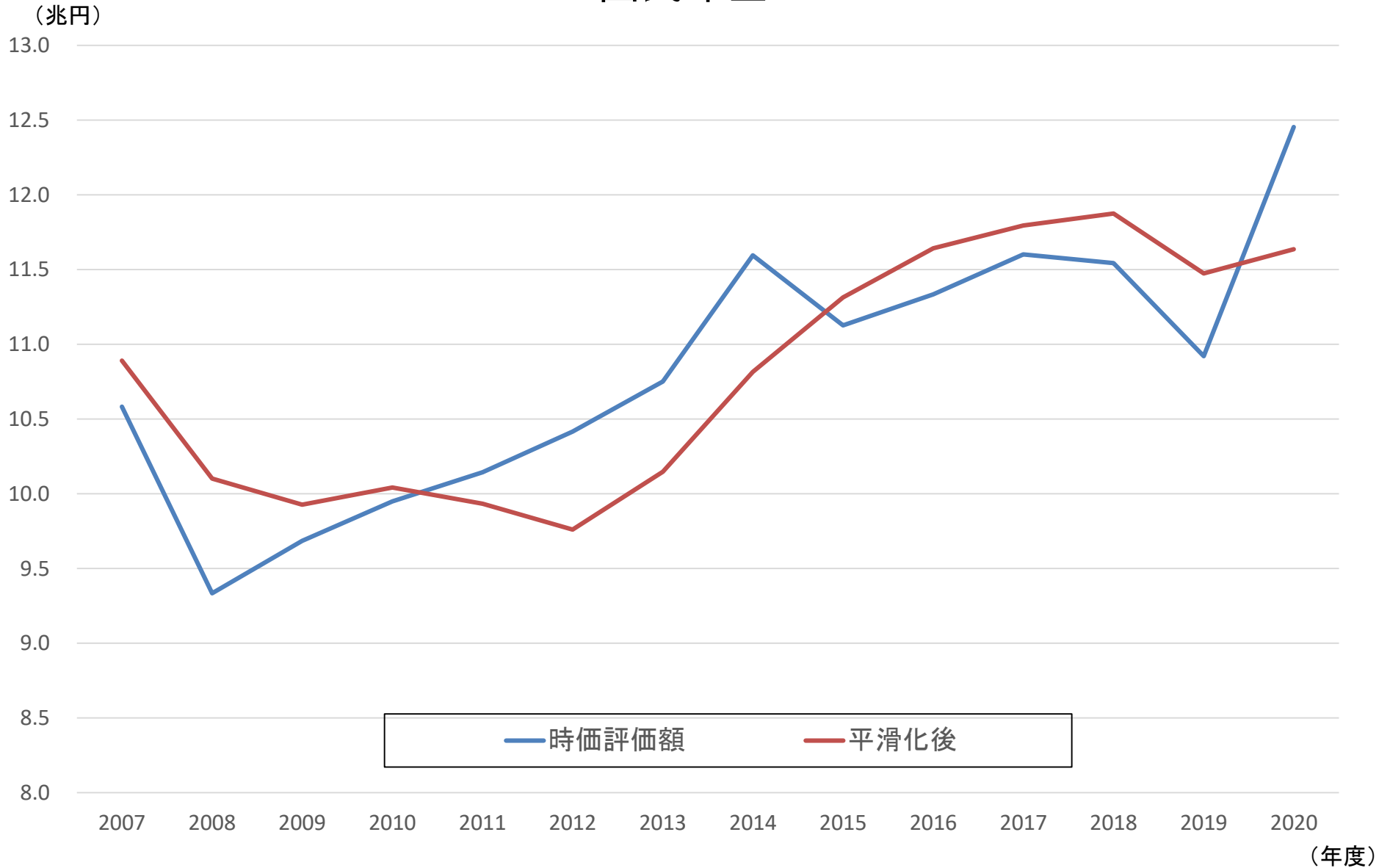
積立金評価額の比較 － 厚生年金（共済除く） －



※1 各評価額は、厚生年金勘定（年金特別会計（預託金）を含む。）のほか、厚生年金基金の責任準備金相当額、国庫負担繰延額を含む。

※2 厚生年金基金の責任準備金相当額・国庫負担繰延額の運用収益は平滑化の対象としていない。

積立金評価額の比較 － 国民年金 －



※1 各評価額は、国民年金勘定(年金特別会計(預託金)を含む。)のほか、国庫負担繰延額を含む。

※2 国庫負担繰延額の運用収益は平滑化の対象としていない。

(年度)

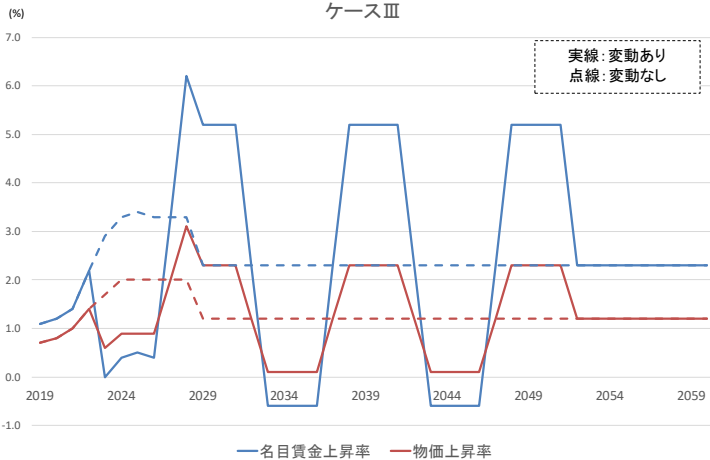
マクロ経済スライドによる調整が
発動しない場合の影響について

[参考試算] 経済変動を仮定した場合の賃金・物価変動率

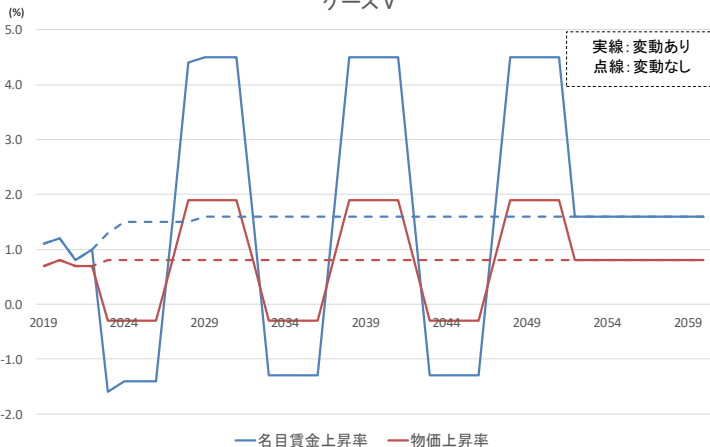
- 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 - 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みや賃金・物価スライドの見直しの効果が生じる状況となる。
- (注) 経済変動は調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間(周期3回)生じるものとする。

名目賃金上昇率・物価上昇率の前提

ケースⅢ



ケースⅤ



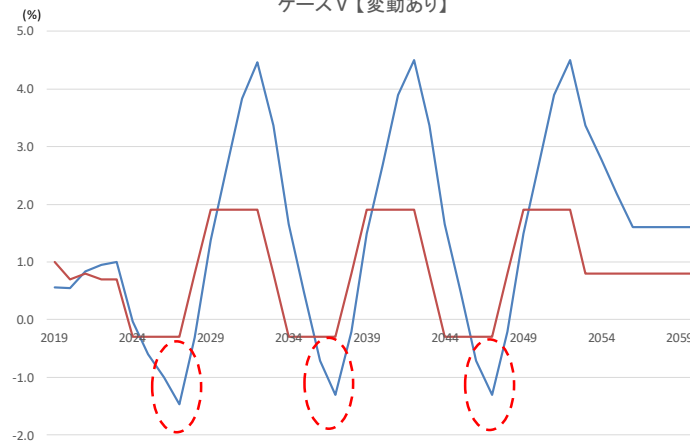
年金額改定に用いる賃金・物価変動率

※点線の丸で囲んだ部分が賃金・物価スライド見直しの効果が生じる部分(賃金変動率<物価変動率 かつ 賃金変動率がマイナス)

ケースⅢ【変動あり】



ケースⅤ【変動あり】



年金額改定に用いる物価・賃金変動率を計算(※)

※ 年金改定に用いる賃金変動率の算出方法
「2～4年度前(3年度平均)の実質賃金上昇率」
×
「前年の物価上昇率」

調整終了後の所得代替率
()内は変動なしの場合

ケースⅠ
51.7%
(51.9%)

ケースⅡ
51.4%
(51.6%)

ケースⅢ
50.6%
(50.8%)

ケースⅣ
46.4%
(46.5%)

ケースⅤ
45.0%
(44.5%)

ケースⅥ
2056年度に積立金がなくなる
(2052年度)